

令和6年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和6年度6月補正予算等関係)

地域社会振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年6月定例会議案説明資料目次

地域社会振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 文化政策課 美術館 人権・同和対策課	3 4 5 6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		10

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第10号	事業契約(鳥取県立美術館整備運営事業)の締結及び公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立美術館)についての議決の一部変更について	美術館	11

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	文化政策課ほか	12
第2号	令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	文化政策課ほか	13
第9号	議会の委任による専決処分報告について (6) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例(令和6年5月27日専決)	市町村課	14
第11号	長期継続契約の締結状況について	東部地域振興事務所	17

議案説明資料総括表

地域社会振興部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文化政策課	1,751,399	43,522	1,794,921				43,522	
美術館	1,408,018	8,000	1,416,018				8,000	
人権尊重社会推進局 人権・同和対策課	371,583	280	371,863				280	
地域社会振興部 計	12,249,279	51,802	12,301,081				51,802	

説明

【主な事業】

(美術館)

・(新)美術館開館を活用した賑わい創出事業

8,000 千円

(注)起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
2 目 計画調査費

文化政策課（内線：7839）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立文化施設基金造成補助事業	0	43,522	43,522				43,522	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：44,305千円（0.1人）、計：44,305千円（0.1人）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

指名指定管理施設の指定管理料について、自助努力による節減額であってもその用途の公益性を確保するため、当該節減相当額を公益事業の実施等に充当するための基金造成経費補助金として指定管理者に交付する。

2 主な事業内容

(1) 補助金の流れ

- ア 前年度の指定管理料の残額を指定管理者から県に返還
- イ 返還額から経営努力によらない削減額（複数年契約に伴うもの）を控除した額を補助金として指定管理者へ交付
- ウ 本補助金は、公益事業の実施及び当該管理施設の運営に充当することを目的として指定管理者が設置した基金に積立て

(2) 予算額、算出基礎等

補助金名	内 容					予算額 (C-D)
	交付先	R5指定 管理料 支払額 (A)	同実績額 (B)	返還額 (C=A-B)	経営努力に よらない額 (D)	
県民文化会館基金造成事業補助金	(公財) 鳥取県 文化振興財団	280,138	256,215	23,923	1,709	22,214
倉吉未来中心基金造成事業補助金		133,531	129,146	4,385	1,821	2,564
米子コンベンションセンター基金造成事業補助金	(公財) とっとり コンベンションビューロー	148,071	129,420	18,651	2,518	16,133
童謡館基金造成事業補助金	(公財) 鳥取童謡・おもちゃ館	79,416	76,464	2,952	341	2,611
合計						43,522

(3) 基金を充当する主な事業

- ア 県民文化会館 芸術鑑賞型公演事業、友の会管理・チケット販売システムの改良等
- イ 倉吉未来中心 芸術鑑賞型公演事業等
- ウ 米子コンベンションセンター 夜間イルミネーションなどの地域のにぎわい創出に係る事業、地域情報コーナーの充実等
- エ 童謡館 童謡コンサート事業、子ども向けイベント資材の充実等

3 その他

基金造成以降、芸術鑑賞事業や利用団体支援事業等に本基金を充てており、これにより、県民の文化振興及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげている。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
8目 美術館費

美術館（電話：0858-47-3011）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)美術館開館を活用した賑わい創出事業	0	8,000	8,000				8,000	

トータルコスト 補正前：0千円（0.0人）、補正：11,913千円（0.5人）、計：11,913千円（0.5人）

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

美術館開館を活用して地域の賑わいを創出するため、「鳥取県立美術館活用推進協議会」の取組を支援するとともに、美術館への誘客を促進するため、全国の美術ファンに向けた発信を強化する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
美術館開館を活用した賑わい創出事業	美術館開館を活用した地域の賑わい創出に資する各種取組を実施する鳥取県立美術館活用推進協議会への負担金。 <想定する事業内容例> ・地域でつくる半年前イベント 美術館単体の集客イベントではなく、地域一体となり作り上げるまちを上げたイベントを開館半年前の時期を契機に美術館との協働により開催し、地域活性に繋げる。 ・美術館を核とした地域振興並びに観光客のおもてなし、周遊滞在による経済振興につながる取組 例：横断幕の更新、のぼり、県民と共につくるフラッグの掲揚、倉吉駅の装飾など ※県・倉吉市は同額の負担とし、その他の団体も内容に応じて負担する。	6,000
全国美術ファンに向けた美術館発信強化事業	鳥取県立美術館の特色（所蔵作品や建物の魅力）を盛り込んだコンテンツを全国の美術ファンに向け発信する。 <実施内容> ・アート関係者のモニターツアー ・アート関係メディア（雑誌・フリーペーパー・WEB系等）とのタイアップPR	2,000
	合計	8,000

3 その他

(1) 当初予算関連事業

- 県立美術館利用者20万人達成プロジェクト事業
 - ・カウントダウン全県イベント：（東、西部で各1回：委託料10,000千円）
 - ・メディアと連携した開館記念イベント：（倉吉でオープニングに合わせ委託：3,000千円）
 - ・観光誘客促進事業：（県観光連盟への委託：2,000千円）
 - ・専門冊子等への掲載事業（2,000千円）

(2) 鳥取県立美術館活用推進協議会 概要

<<目的>>

県立美術館開館前後の活用、ならびに文化・芸術と経済の振興や広範囲からの誘客など地域活性化へ繋げる。

<<メンバー>>

鳥取県知事、倉吉市長、一市四町元気な中部を創る議員の会会長（倉吉市議会議長）、倉吉市教育長、倉吉博物館館長（鳥取県アートミュージアム連携協議会副会長）、倉吉商工会議所会頭、鳥取中部観光推進機構会長、倉吉観光MICE協会会長、とっとり県美応援団長

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費

人権・同和対策課（内線：7121）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	280	280				280	

トータルコスト 補正前：0千円（0.0人）、補正：1,063千円（0.1人）、計：1,063千円（0.1人）

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

指名指定管理施設の指定管理料について、自助努力による節減額であってもその使途の公益性を確保するため、当該節減相当額を公益事業の実施等に充当するための基金造成経費補助金として指定管理者に交付する。

2 主な事業内容

(1) 補助金の流れ

- ア 前年度の指定管理料の残額を指定管理者から県に返還
- イ 返還額から経営努力によらない削減額（複数年契約に伴うもの等）を控除した額を補助金として指定管理者へ交付
- ウ 本補助金は、公益事業の実施及び当該管理施設の運営に充当することを目的として指定管理者が設置した基金に積立て

(2) 予算額、算出基礎等

補助金名	交付先	内容				予算額 (C-D)
		R5指定管理料支払額 (A)	同実績額 (B)	返還額 (C=A-B)	経営努力によらない額 (D)	
鳥取県鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金	公益社団法人鳥取県人権文化センター	11,108	10,747	361	81	280

(3) 基金を充当する事業

- ア 人権や啓発手法についての研究や情報収集等を行う調査研究事業
- イ 人権啓発の推進者及び指導者の養成に関する各種講座及び人権ひろば21において行う人権学習会等の研修事業
- ウ 啓発パネル、啓発冊子作成及び人権ひろば21人権ライブラリーの運営等の啓発・情報提供事業

3 その他

基金造成以降、人権研修事業や啓発・情報提供事業等に本基金を充てており、これにより、県民の人権意識の向上及び指定管理施設利用者へのサービスの向上や、機能の充実につなげている。

令和6年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	2項 企画費					
					補正前	補正額	補正後	2目 計画調査費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	200,761		200,761	195,659		195,659	1,626		1,626
2	給 料	821,332		821,332	813,656		813,656			
3	職員手当等	485,503		485,503	480,841		480,841			
4	共 済 費	330,199		330,199	327,026		327,026			
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	22,336		22,336	20,427		20,427	4,955		4,955
8	旅 費	59,119		59,119	53,488		53,488	2,998		2,998
	費用弁償	14,620		14,620	13,335		13,335	693		693
	普通旅費	28,061		28,061	24,556		24,556	917		917
	特別旅費	16,438		16,438	15,597		15,597	1,388		1,388
9	交 際 費	300		300	100		100			
10	需 用 費	128,648		128,648	90,195		90,195	4,388		4,388
11	役 務 費	49,463		49,463	30,840		30,840	1,823		1,823
12	委 託 料	4,116,875	2,000	4,118,875	3,895,054	2,000	3,897,054	1,011,567		1,011,567
13	使用料及び賃借料	60,402		60,402	47,454		47,454	6,064		6,064
14	工 事 請 負 費	1,387,638		1,387,638	1,377,431		1,377,431	511,355		511,355
15	原 材 料 費	2,310		2,310	2,310		2,310			
16	公有財産購入費									
17	備 品 購 入 費	30,836		30,836	30,836		30,836	3,906		3,906
18	負担金、補助及び交付金	3,967,418	49,522	4,016,940	3,200,833	49,522	3,250,355	202,717	43,522	246,239
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金	200,000		200,000	200,000		200,000			
25	寄 付 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
計		11,863,140	51,522	11,914,662	10,766,150	51,522	10,817,672	1,751,399	43,522	1,794,921
財 源 内 訳	国庫支出金	422,967		422,967	422,717		422,717	114,232		114,232
	地方債	1,435,000		1,435,000	1,430,000		1,430,000	596,000		596,000
	その他	2,204,944		2,204,944	1,786,626		1,786,626	113,477		113,477
	一般財源	7,800,229	51,522	7,851,751	7,126,807	51,522	7,178,329	927,690	43,522	971,212

令和6年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			3款 民生費					
	2項 企画費			補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
	8目 美術館費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	754		754	9,926		9,926	9,926		9,926
2 給 料				34,542		34,542	34,542		34,542
3 職員手当等				20,645		20,645	20,645		20,645
4 共 済 費				14,026		14,026	14,026		14,026
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	1,420		1,420	7,004		7,004	7,004		7,004
8 旅 費	11,046		11,046	5,785		5,785	5,785		5,785
費用弁償	793		793	598		598	598		598
普通旅費	8,720		8,720	1,208		1,208	1,208		1,208
特別旅費	1,533		1,533	3,979		3,979	3,979		3,979
9 交 際 費									
10 需 用 費	13,913		13,913	3,247		3,247	3,247		3,247
11 役 務 費	6,576		6,576	2,090		2,090	2,090		2,090
12 委 託 料	1,265,882	2,000	1,267,882	33,859		33,859	33,859		33,859
13 使用料及び賃借料	10,360		10,360	2,533		2,533	2,533		2,533
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	500		500						
18 負担金、補助及び交付金	97,567	6,000	103,567	236,426	280	236,706	236,426	280	236,706
19 扶 助 費				1,500		1,500	1,500		1,500
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,408,018	8,000	1,416,018	371,583	280	371,863	371,583	280	371,863
財 源									
国庫支出金				151,160		151,160	151,160		151,160
地方債									
その他				68		68	68		68
一般財源	1,408,018	8,000	1,416,018	220,355	280	220,635	220,355	280	220,635

令和6年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目				地域社会振興部合計		
		1項 社会福祉費			補正前	補正額	補正後
		1目 社会福祉総務費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	9,926		9,926	210,687		210,687
2	給 料	34,542		34,542	855,874		855,874
3	職員手当等	20,645		20,645	506,148		506,148
4	共 済 費	14,026		14,026	344,225		344,225
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費	7,004		7,004	29,340		29,340
8	旅 費	5,785		5,785	64,904		64,904
	費用弁償	598		598	15,218		15,218
	普通旅費	1,208		1,208	29,269		29,269
	特別旅費	3,979		3,979	20,417		20,417
9	交 際 費				300		300
10	需 用 費	3,247		3,247	131,895		131,895
11	役 務 費	2,090		2,090	51,553		51,553
12	委 託 料	33,859		33,859	4,165,258	2,000	4,167,258
13	使用料及び賃借料	2,533		2,533	62,935		62,935
14	工 事 請 負 費				1,387,638		1,387,638
15	原 材 料 費				2,310		2,310
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費				30,836		30,836
18	負担金、補助及び交付金	236,426	280	236,706	4,203,876	49,802	4,253,678
19	扶 助 費	1,500		1,500	1,500		1,500
20	貸 付 金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積 立 金				200,000		200,000
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	371,583	280	371,863	12,249,279	51,802	12,301,081
財 源 内 訳	国庫支出金	151,160		151,160	574,127		574,127
	地方債				1,435,000		1,435,000
	その他	68		68	2,209,350		2,209,350
	一般財源	220,355	280	220,635	8,030,802	51,802	8,082,604

節 の 明 細

項 目	金額（千円）等	
2 款 総務費		
2 項 企画費		
2 目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	県民文化会館基金造成事業補助金	22,214
	倉吉未来中心基金造成事業補助金	2,564
	米子コンベンションセンター基金造成事業補助金	16,133
	童謡館基金造成事業補助金	2,611
8 目 美術館費		
負担金、補助 及び交付金	美術館開館を活用した賑わい創出事業	6,000
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金	280

件名	事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>契約金額：変更前：15,493,669,864円 → 変更後：15,287,175,640円 （206,494,224円の減）</p> <p>3 変更理由</p> <p>事業契約に基づき、建物引渡し2日前（令和6年3月29日）に施設整備に係る割賦金利が確定したことに伴い、契約金額の変更を行うものである。</p> <p>概要</p> <p><変更前（2月議会）> 1.823% <変更後> 1.469%</p>

令和5年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

報告第1号

地域社会振興部

款	項	事業名	課名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
												国庫支出金	地方債	その他
2 総務費	2 企画費	文化芸術拠点施設環境整備事業費（とりぎん文化会館中央熱源機器等改修工事）	文化政策課	332,556,000	128,789,000		128,789,000	91,080,000	37,709,000	37,709,000	4,709,000		33,000,000	
		スポーツ環境整備事業費	スポーツ課	54,659,000	21,864,000		21,864,000	14,150,000	7,714,000	7,714,000	1,714,000		6,000,000	
計				387,215,000	150,653,000		150,653,000	105,230,000	45,423,000	45,423,000	6,423,000		39,000,000	

令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号

地域社会振興部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	2 企画費	女性のキャリアアップ支援事業費	女性応援課	9,954,000	9,954,000		4,977,000				4,977,000
		文化芸術拠点施設環境整備事業費	文化政策課	461,649,000	8,042,000				7,000,000		1,042,000
		「スポーツリゾートとっとり」推進事業費	スポーツ課	59,467,000	5,596,000						5,596,000
		文化財助成費	文化財課	124,156,000	10,852,000						10,852,000
		県内史跡等保存活用推進事業費	とっとり弥生の王国推進課	77,022,000	4,077,000						4,077,000
		史跡青谷上寺地遺跡整備事業費	とっとり弥生の王国推進課	500,417,000	24,778,000		8,389,000		2,852,000	11,000,000	2,537,000
	青谷上寺地遺跡史跡指定地公有化・維持管理事業費	とっとり弥生の王国推進課	46,030,000	40,197,000		32,156,000				8,041,000	
	4 市町村費	東部庁舎庁舎管理費	東部地域振興事務所	89,555,000	19,622,000					19,622,000	
	5 選挙費	県政選挙費	市町村課	484,476,000	13,569,465					13,569,465	
3 民生費	1 社会福祉費	地方改善事業費	人権・同和対策課	197,066,000	13,681,000		9,120,000			4,561,000	
10 教育費	6 社会教育費	鳥取県立美術館整備推進事業費	美術館	1,338,888,000	700,000					700,000	
計				3,388,680,000	151,068,465		54,642,000		2,852,000	18,000,000	75,574,465

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(6) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (令和6年5月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和6年5月27日専決処分をしたので、同条第2項の規定より本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>附票本人確認情報に関する次に掲げる事項は、本人確認情報と同様とする。</p> <p>(ア) 知事が附票本人確認情報を利用することができる事務</p> <p>(イ) 知事が附票本人確認情報を提供することができる執行機関及び事務並びにその方法</p> <p>(ウ) 附票本人確認情報の開示を受ける者に係る書面の作成及び送付に要する費用負担</p> <p>(エ) 附票本人確認情報の保護に関する審議会</p> <p>(2) 鳥取県附属機関条例の一部改正</p> <p>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会の調査審議する事項について、所要の改正を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、令和6年5月27日とする。</p>

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報)を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p>
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、<u>法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、<u>同項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(他の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供及び<u>法第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の提供</u>は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p>	<p>(他の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p>
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用負担)</p> <p>第5条 法第30条の32第2項本文(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しな</p>	<p>(本人確認情報の開示に係る費用負担)</p> <p>第5条 法第30条の32第2項本文の規定により本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

<p>ればならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報の保護に関する審議会及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 審査会は、法第30条の40第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 審査会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
--	---

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="274 1332 798 1848"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略		(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事項	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="842 1332 1364 1848"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略		(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項	略	
名称	調査審議する事項																				
略																					
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略																				
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事項																				
略																					
名称	調査審議する事項																				
略																					
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略																				
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項																				
略																					

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東部地域振興事務所	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	使用1枚当たり 黒 2.60円 カラー 6.80円	令和6年4月1日 ～令和7年9月30日	鳥取県東部地域振興事務所